

鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託（A地区）仕様書

1 業務名

鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務（A地区）

2 目的

発注者が指定する市内区域の世帯、発注者が指示する市内公共施設及び少量排出事業所から分別して排出された燃やすごみを、地域ごとの収集日に清潔かつ効率的に戸別収集し、発注者の指示する搬入施設まで運搬する業務について、必要な事項を定めるものとする。

3 期間

（1）契約期間

契約締結日（令和6年度中）から令和11年（2029年）3月31日まで

（2）収集業務委託実施期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

（3）収集運搬シミュレーション実施期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務内容

（1）収集運搬の対象

本業務における燃やすごみの戸別収集運搬は、発注者が指定する市内の区域における戸建住宅の玄関先等、共同住宅の場合は敷地内の指定の排出場所、住民の希望により収集を継続するクリーンステーション、市内公共施設及び少量排出事業所など発注者が指示する場所を対象として行うものとする。

収集する区域は、発注者が別途交付する収集ルートを示した地図によって指定するものとする。ただし、収集箇所の新設、移設等が生じた場合は、発注者が別途指示するものとし、受注者は、新設、移設等の結果に基づき本業務を行うものとする。

ア 収集運搬の対象となる収集箇所

（ア）戸建て住宅

（イ）共同住宅

（ウ）住民の希望により収集を継続するクリーンステーション

（エ）少量排出事業所

市に登録する少量排出事業所（1回の排出量が20リットル以下相当）から排出される事業系一般廃棄物のうち燃やすごみについて、事業系指定収集袋で排出しているものは、家庭系一般廃棄物と同様に収集するものとする。

（オ）本業務の対象となる公共施設等

本業務の対象となる公共施設等は、発注者が別途交付する公共施設一覧表によ

って指定するものとする。対象となる公共施設等に変更が生じた場合は、発注者が別途指示するものとし、受注者は、変更の結果に基づき本業務を行うものとする。

(カ) その他発注者が指定する場所

イ 収集する区域及び想定車両台数（別紙「収集区域参考図面」参照）

A地区

(ア) 通常収集分

想定車両台数：3 t パッカー車(3人乗車) 1台 (週合計 4台)

3 t パッカー車(2人乗車) 5台 (週合計 20台)

(イ) 年始応援分

想定車両台数：3 t パッカー車(3人乗車) 1台 (週合計 2台)

3 t パッカー車(2人乗車) 5台 (週合計 10台)

(ウ) シミュレーション分

想定車両台数：3 t パッカー車(3人乗車) 1台 (計 10日間)

3 t パッカー車(2人乗車) 1台 (計 10日間)

ウ 燃やすごみの収集運搬の方法

燃やすごみの収集運搬は、発注者が別途交付する収集ルートを示した地図及び公共施設一覧表に基づき行うものとする。ただし、発注者が別途指示を行う場合には、当該指示に従うものとする。なお、家庭及び少量排出事業所から排出された燃やすごみのうち、収集対象となるものについては、すべて収集するものとする。

(2) 収集運搬シミュレーション

ア 令和8年度の事業実施の前年度に10日間、A地区の収集運搬実施を想定した収集ルートの事前確認を行うこと。

イ 実施日程については双方協議の上、決定することとし、シミュレーション実施後に発注者に報告（任意様式）すること。

(3) 業務に使用する車両

本業務に使用する車両（以下「使用車両」という。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 使用車両は、パッカー車とする。

イ 使用車両は、九都県市認定の低公害車両とする。

ウ 使用車両には、市の委託業務を行っていることを周知するため、収集業務開始から搬入施設への運搬が完了するまで、別図のとおり表示すること。

エ 使用車両から収集品目が落下、飛散しないよう工夫すること。

オ 使用車両は、常に清潔に保ち、車両点検等を必ず実施すること。

カ 受注者は、すべての収集運搬車両（予備車も含む。）に以下の仕様を満たすドライブレコーダーを搭載し、本業務による収集運搬中は常時録画すること。なお、事故、労働災害及び苦情等対応のため、発注者より録画記録の確認や提出及び保存等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(ア) 収集運搬車両の衝撃等を検知し、衝撃のあった前後の映像を上書きから保護す

る機能を内蔵したものとする。

(イ) 2 日分の業務時間を保存可能な録画容量を確保すること。

(ウ) 10fps 以上のフレームレートで録画すること。

(4) 業務に従事する者

本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、次に掲げるとおり配置すること。

ア 業務従事者のうち、運転員については3年以上の運転経験を有し、業務実施に必要な能力を有すると認める者を受注者の責任の下で選定すること。なお、発注者が求めた場合は、業務従事者を一覧にした名簿を提出するものとする。

イ 収集運搬にあたる業務従事者の数は、使用車両1台につき2人を下回ってはならない。

ウ 業務従事者は、作業の安全性を十分確保でき、本業務に従事している収集事業者であることがわかる業務に適した作業服を着用すること。

エ 業務従事者は、受託者の名称入りの統一した作業服の着用に努めること。

オ 業務従事者は、他の車両の通行を妨害する場所に、使用車両を駐停車しないようにすること。

カ 業務従事者は、狹隘道路上でやむを得ない場合でも、一般市民の車を優先するなど臨機の措置をとること。

キ 業務従事者は、使用車両からの積載物の落下、飛散を防止すること。

ク 業務従事者は、市民に誤解を与えるような言動は慎むこと。

(5) 収集運搬実施日

本業務の収集運搬実施日は、次に掲げるとおりとする。

ア 燃やすごみ 毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日

イ 祝日であっても収集運搬すること。

ウ 年末年始期間（12月1日から1月31日まで）については、発注者が別途指定する収集業務実施日とすること。また、発注者が作成する年内の収集が終了した旨を記載した張り紙を年内最後の収集業務実施日に共同住宅の集積所、住民の希望により収集を継続するクリーンステーションに貼付し、年明けの最初の収集業務実施日に当該張り紙を剥がすこと。

(6) 収集時間及び搬入施設への搬入時間

本業務の収集時間及び搬入施設への搬入時間は、次に掲げるとおりとする。

ア 収集開始時間は、午前8時35分以降とする。

イ 収集した燃やすごみは、原則として、午前8時35分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに発注者の指示する搬入施設に搬入し、同施設の職員の指示に従い計量することとし、同施設の職員の指示する場所に荷降ろしすること。

なお、今泉クリーンセンター及び（仮称）名越中継施設は、正午から午後1時までの間においても搬入できるものとする。

また、搬入時間については、発注者が別途指示する場合があることに留意するこ

と。

ウ 搬入時間は厳守すること。なお、やむを得ない事情により、搬入時間に間に合わないことが判明した場合には、速やかに発注者に連絡し、対応方法は発注者の指示に従うこと。

エ 搬入施設への搬入車両台数が特定の時間に集中しないよう調整を図ること。

オ 歩行者及び一般車両等に十分注意の上、指定した経路から進入し、荷降ろし後は速やかに退出すること。

カ 収集運搬の実施にあたっては、令和8年4月から5月末日までは、収集漏れ対策として、午後19時00分まで待機するものとする。

キ 待機時間中に、収集漏れの連絡が入った場合には、発注者の指示に従い当日中に収集する。

(7) 搬入施設

ア 今泉クリーンセンター

神奈川県鎌倉市今泉四丁目1番1号

イ (仮称) 名越中継施設

神奈川県鎌倉市大町五丁目11番16号

ウ 逗子市環境クリーンセンター

逗子市池子4丁目956番地

エ その他発注者が指定する場所

(8) 収集運搬体制

ア 受注者は、本業務を受託するにあたって、基本となる収集運搬体制（収集曜日ごとに収集車が担当する収集箇所又は地域の一覧等をいう。以下「基本収集体制」という。）を、発注者と共有するものとし、受注者は基本収集体制にのっとり業務を履行すること。

イ 緊急時等、基本収集体制とは異なる体制で業務を履行する場合には、発注者に報告すること。

ウ 基本収集体制の見直しを必要とする場合には、発注者及び受注者双方で協議するものとする。

(9) 業務の履行にあたっての注意事項

ア 収集にあたっては、各戸建住宅の状況を把握し、蓋付き排出容器等が使用されている場合は、収集作業終了後、収集作業前の状態に戻すこと。

イ 収集にあたっては、各クリーンステーション（住民の希望により収集を継続するクリーンステーション）の状況を把握し、カラス除けネット及びボックス型ネット（以下「カラス除けネット等」という。）が使用されている場合は、収集作業終了後に折りたたむこと。ただし、クリーンステーションを使用している市民から、カラス除けネット等を折りたたまないよう要請があった場合はこの限りではない。

ウ カラス等の被害により、各戸建住宅周辺及びクリーンステーション（住民の希望により収集を継続するクリーンステーション）周辺に収集品目等が飛散している場合

は、清掃し、周辺を清潔にすること。

エ 燃やすごみの収集にあたっては、他の品目及び異物が混入している場合、指定収集袋（有料袋）を使用していない場合、粗大ごみに該当する場合には、収集できない理由を記したシール（以下「ダメシール」という。）を貼付し、回収しないこと。また、他の収集日にダメシールが貼付されたもののうち、燃やすごみの日に排出するよう案内されているものは収集すること。判断ができない場合には、発注者に連絡し、指示を得ること。

なお、ダメシールについては、受注者の連絡先を記載し、発注者が作成するものとする。

オ 戸建て住宅、共同住宅及び少量排出事業所で排出された燃やすごみの収集にあたり、ダメシールが貼付されたものは、記載内容を確認し、改善されたものは回収すること。改善されないものについては、発注者に連絡し、指示を得ること。

住民の希望により収集を継続するクリーンステーションで排出された燃やすごみの収集にあたり、ダメシールが貼付されたものは、記載内容を確認し、改善されたものは回収すること。なお、ダメシールの貼付から一定期間（燃やすごみは概ね一週間）が経過したものは、改善されていないものについても、原則、回収すること。

カ ダメシールに対する市民等からの問い合わせ等について、受注者は真摯に対応すること。

キ 粗大ごみに該当するかを判断する際は、目視のみでなく、必ずメジャーを用いて計測すること。

ク 燃やすごみの収集にあたっては、透明又は半透明の袋を使用して排出された「紙おむつ」及び「清掃ごみ」についても回収すること。

ケ 収集作業中に市民からごみに関する質問を受けた場合は、丁寧に対応し、回答できない場合は、発注者に連絡し、指示を得ること。

コ 市民が、収集車両に直接積込むことがないように注意すること。

サ 燃やすごみを取り残すことのないよう留意すること。発注者が、取り残したものと判断した場合には、原則、同日中に収集し、同日中に発注者に報告すること。また、同日以降の収集となる場合は、事前に発注者に了解を得ることとし、発注者の勤務時間外の場合には、翌営業日に収集結果を報告すること。

シ 収集作業中は、使用車両を確実に停止させること。また、坂道等使用車両が安定しない状況では、車止めをする等、適宜、安全に努めること。

ス 歩行者や自転車等の通行には、細心の注意を払い、安全確認を行いながら作業すること。

セ 業務の履行にあたって必要な装備等は、発注者の指示に従い、委託業務開始までに受注者が用意すること。

ソ 戸別収集箇所の新設又はクリーンステーションの新設、移設等が生じた場合には、発注者の指示に従い収集運搬体制を変更すること。

タ この仕様書に記載されていない新たな事由が生じた場合には、発注者及び受注者双

方で協議するものとする。

5 収集データ取得への協力

発注者は、収集作業の効率化を図るため、使用収集車両の位置情報、軌跡、ごみ収集状況等の情報を取得できるものとする。

受注者は、発注者がごみ収集データ取得にかかるシステム（以下「システム」という。）機器を受注者に提供し使用車両への搭載を指示した場合には、使用車両にシステムを搭載しデータ取得に協力するものとする。なお、システム搭載に要する費用は発注者が負担する。

6 業務の報告

（1）実績報告

受注者は、1箇月分の業務終了後、収集量等を記載した実績報告書を速やかに発注者に提出すること。

（2）日報

受注者は、各収集運搬実施日の業務履行後、収集車1台ごとに、収集実施日の収集開始から搬入施設への搬入までの所要時間、収集重量、計量時刻、ダメシールを貼付した場合、貼付件数とその内容市民からの問い合わせの有無とその内容等を記載した日報を作成し、速やかに発注者へ提出すること。

7 事故の防止

本業務の履行にあたっては、労働省が定めた「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和62年2月13日基発第60号）」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱（平成5年3月2日基発第123号）」を考慮し、安全対策を講じること。

8 事故の対応

本業務中に発生した車両事故等については、速やかに発注者に報告した上で、受注者が全責任を持って解決を図ること。また、原則、事故当日に事故の概要を記載した事故報告書を発注者に提出すること。

9 緊急連絡及び処理体制の確保

（1）常時、発注者と連絡が取れる体制を確保し、連絡先等を予め発注者に通知すること。び処理体制を確保すること。

（2）市民からの苦情等の処理について、発注者から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制と処理体制を確保し、連絡先等を予め発注者に通知すること。

（3）連絡体制に変更が生じる場合には、新体制が開始する月の前月の末日までに発注者に報告すること。

10 収集運搬業務中の禁止事項

- (1) 業務従事者の収集運搬作業中の喫煙及び路上喫煙
- (2) 収集作業終了後から搬入施設まで運搬する時のホッパードア等の開放

11 収集運搬に付随する協力事項

次に例示する項目をはじめとして、収集運搬に付随して協力可能な事項については、積極的に協力すること。

(1) 排出に異常を認知した場合の報告

例えば、不適正排出が続く収集箇所や一定期間ごみの排出が無い収集箇所は、高齢者世帯の健康状態の把握や安否確認、ケアラー、ケア対象者の発見に繋がる場合があることから、業務に支障のない範囲で発注者へ報告すること。

(2) 徘徊や迷子の発見

高齢者の徘徊や迷子を発見した場合の発注者へ報告すること。

(3) 道路状況の確認

収集運搬中に劣化による道路の破損や陥没等を発見した場合の発注者へ報告すること。

別図

